

## 実施方針等に対する質問回答

大牟田・荒尾清掃施設組合

令和5年2月10日付けで公表した「新ごみ処理施設整備・運営事業」の実施方針等について、以下の質問がありましたので、回答します。

## 1 実施方針に関する質問

						総質問数	26問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	1	第1章			構成員	“運営事業者に出資する企業”と定義づけ(P.23別紙1にも同様の図示)がありますが、設計企業や建築物建設企業にも、運営事業者SPCに出資する義務がありますか。	本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業としています。協力企業として参加する場合は、SPCへ出資する義務はありません。
2	1	第1章			建設事業者	建設事業者について「落札者の構成員、協力企業」とありますが、P.10では「建設事業者は構成員とならなければならない」とございます。どちらが正かご教示いただけないでしょうか。	本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業としています。このうち、建設工事請負契約を締結する建設事業者は、構成員とならなければなりません。
3	1	第1章			建設事業者	建設事業者について「設計・施工業務を担当するもの」と規定がありますが、設計と施工は別の企業でそれぞれ担うことは可能でしょうか。	別の企業でそれぞれ担うことは可能です。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が第3章3(2)①本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件を全て満たす必要があります。
4	3	第2章	1	(6)	事業方式	同章(8)「事業期間」にて、令和30年3月31日迄の“19年9か月”と運営期間のお示しがある中で、「本施設を30年以上にわたって使用することを前提」とありますが、この記載は、“竣工後30年間にわたって本施設の性能品質を事業者で保証すること”を事業者に要求水準として求めた記載ではないとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 30年以上を見据えた上で、建設費+点検修繕費(LCC)が最も安価になるよう本事業を行っていただくことを求めています。
5	4	第2章	1	(8)	事業期間	設計・施工期間における試運転期間のご想定をお示しいただけますでしょうか。	試運転期間を150日以上と想定しています。
6	4	第2章	1	(8)	事業期間	設計・施工期間における引渡し性能試験のご想定期間をお示しいただけますでしょうか。	令和10年5月～6月頃を想定しています。
7	4	第2章	1	(8)	事業期間	実施設計完了における建築確認申請と構造適判の日付について、期限日付のご想定がありましたらお示しいただけますでしょうか。	期限日付の想定はありません。建設事業者の提案とします。
8	4	第2章	1	(9)	事業スケジュール	⑧事業契約の締結は令和6年2月とありますが、2月末日という理解でよろしいでしょうか。	事業契約の締結は、本組合の定例議会後の2月下旬から3月初旬になる見込みです。
9	4	第2章	1	(9)	事業スケジュール	建設業法の配置義務に基づき、直接的な建設工事施工の発生しない“試運転期間”や“引渡性能試験期間”については、監理技術者の現場常駐義務は発生しないとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	4	第2章	1	(10)	事業者が行う業務範囲	①設計・施工業務のみに、“自らの判断により必要に応じて地質調査などの追加調査を行う”とありますが、“追加”と記載があるため、公募時における入札説明書等(用語の定義No.19)にて、本施設建設予定地の地質調査などの調査結果を公開いただけるとの理解でよいでしょうか。	入札公告資料として地質調査結果を添付する予定です。

11	4	第2章	1	(10)	事業者が行う業務範囲	①設計・施工業務のAに、“自らの判断により必要に応じて地質調査などの追加調査を行う”とありますが、“追加”と記載があるため、貴組合や構成市にて、地質調査や地盤調査などを実施済みとの理解でよいでしょうか。	10番の回答をご参照ください。
12	4	第2章	1	(10)	事業者が行う業務範囲	①設計・施工業務のイで示された6種類の工事(「土木工事」「外構工事」「建築物工事」「建築物設備工事」「プラント設備工事」「その他の関連工事」)を、複数の建設会社で、元請契約として別々に契約・施工することは可能でしょうか。	不可であり、JVなら可能です。その場合は代表企業は構成員で他は任意となります。
13	4	第2章	1	(10)	事業者が行う業務範囲	①設計・施工業務のエに「本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を行う」と記載がありますが、埋立地である本施設建設予定地の地中埋設物は、“埋立工事に起因する残置物”であるので、本事業の建設工事請負契約の対象外でしょうか。	建設工事中に、本組合が行った地質調査で想定できなかった地中埋設物が発見された場合には、本組合と協議し適切な対策を行います。必要となった対策費用は本組合の負担とし、工期については協議を行います。
14	5	第2章	1	(11)	本組合等が御行う業務範囲	①主な業務のケにて、「余剰電力の売却」と記載がありますが、熱源による余剰発電とは別に、本施設は、太陽光発電設備を屋上や建屋壁面に設置を要求する建物でしょうか。	脱炭素、再生可能エネルギーの活用、住民の意識啓発等の観点から、太陽光発電設備の設置を要求する予定です。なお、ごみ発電で発電した電力以外は売却しません。入札公告時に公表する要求水準書に提示します。
15	11	第3章	3	(2)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	建築物の設計と施工を別の構成企業が行う場合、どちらかの構成企業が本要件を全て満たしていれば、入札参加する企業グループとして要件を満たしているという理解でよろしいでしょうか。またその場合、本要件を全て満たす構成企業を協力企業としても問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	11	第3章	3	(2)	本施設の運営を行う者の要件	Aの要件で「運転管理業務実績を元請として有すること」とありますが、これは運転管理業務又は維持管理業務をSPCから直接受託した実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、SPCは自ら出資したSPCに限ります。
17	11	第3章	3	(2)	入札参加者の構成①本施設の建設物の設計・施工を行う者の要件	カに、監理技術者を専任で配置できることとありますが、建設業法の法要請の通り、設計期間には現場常駐が必要ないとの理解でよく、かつ、直接的な施工行為を現地にて実施する日に常駐が求められるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、設計、施工の指揮命令系統を明確にするとともに、本組合との協議・調整が必要な場合には迅速に対応できるようにしていただく予定です。
18	11	第3章	3	(2)	入札参加者の構成①本施設の建設物の設計・施工を行う者の要件	カの要件はあくまで入札参加時の建築物の設計・施工を行う者の要件であり、工事実施時に建設事業者が登録する建設業法上の監理技術者は、P.12②オに記載の「清掃施設工事」に係る監理技術者資格を有する者1名という理解でよろしいでしょうか。その場合、カの要件は「建設業法の規定による「建設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」と読み替えてよろしいでしょうか。	建築物の設計・施工を行う者と本施設のプラント設備の設計・施工を行う者が同一の場合はお見込みのとおりです。異なる場合は、それぞれ配置してください。
19	12	第3章	3	(3)	入札参加者の制限	大牟田市の「大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の運用基準」は、本事業でも適用され、手持ち工事数によって特定の建設企業が参加できないことも有り得ますか。	大牟田市の「大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の運用基準」は、本入札では適用されないこととします。

20	14	第3章	3	(5)	②	<p>運営事業者の本店所在地については無償で本施設内に設置することを認める、との記載がございますが、無償で設置することを認められるのは、運営開始時から（本施設がSPCの事務所として機能するようになってから）という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、それ以前の期間（工事中など）は運営事業者が自己負担で本店所在地を確保するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>運営事業者の本店所在地については、事業期間中に限り認めます。</p> <p>運営開始前については、事業者負担にて構成市内に本店所在地を確保ください。</p>
21	24				別紙2	<p>物価変動リスクについて、国交省マニュアルに則り、全体スライドと単品スライドの併用、または、全体スライドとインフレスライドの併用適用は可能でしょうか。</p>	<p>事象発生時に、全国の動向等も踏まえながら判断します。</p>
22	24				別紙2	<p>物価変動リスクについて、全体スライドは適用対象でしょうか。</p>	<p>21番の回答をご参照ください。</p>
23	24				別紙2	<p>物価変動リスクについて、単品スライドは適用対象でしょうか。適用対象となる場合、事業者側負担率は1%となるため、本表の1.5%との表示との整合性を確認する趣旨で質問しています。</p>	<p>入札公告時に建設工事請負契約（案）及び運営業務委託契約（案）を提示する予定ですのでご確認ください。</p>
24	24				別紙2	<p>物価変動リスクについて、インフレスライドは適用対象でしょうか。適用対象となる場合、事業者側負担率は1%となるため、本表の1.5%との表示との整合性を確認する趣旨で質問しています。</p>	<p>23番の回答をご参照ください。</p>
25	24				別紙2	<p>不可抗力リスクについて「1%」の以上と以下で貴組合と事業者負担を整理されていますが、ここでいう1%とは、「不可抗力にて発生したすべての損失金額の1%までを事業者で負担し、それ以外の99%を組合で負担する」との理解でよいでしょうか。</p>	<p>23番の回答をご参照ください。</p>
26	24				別紙2	<p>建設費超過リスクについて、事業者側に「○」がありますが、物価上昇以外のリスクという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>